

～消費者注意情報～

**渋谷トラベルプラザ(株式会社ジャーニー)に旅行の手配をされた方へ  
～営業保証金の還付手続きが開始されました～**

(平成27年6月9日)

平成27年5月1日付の消費者注意情報でお知らせしたとおり、「株式会社ジャーニー(副商号:渋谷トラベルプラザ)」(東京都知事登録旅行業第3-6707号、所在地:東京都渋谷区神南1-7-9北谷マンション303)について、旅行業登録が抹消された旨、平成27年5月1日付で東京都産業労働局から発表がありました。

このたび、平成27年6月1日付で、当該旅行者に関する「旅行者営業保証金の権利実行申立に係る公告」が行われました。

営業保証金の還付を希望する方は、下記ホームページをご参照ください。なお、期限までに申出書の提出がない場合には、営業保証金の還付を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

**(東京都登録旅行者の事業廃止について)**

[http://gotokyo.org/jp/administration/h27/20150501\\_2.html](http://gotokyo.org/jp/administration/h27/20150501_2.html)

**営業保証金に関する問い合わせ・申出書提出先**

東京都産業労働局観光部振興課旅行業係

03(5320)4769 受付時間 平日9時～17時(12時～13時を除く)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

※ 平成27年5月1日付 消費者注意情報

「格安航空券」を取扱う旅行事業者の事業廃止について

～「渋谷トラベルプラザ」に旅行の手配を依頼された方へ～

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/150501.html>

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155(相談専用電話)